

# 高屋柔道教室規約

## 第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は、高屋柔道教室と称する。
- 第2条 (事務所) 本会の事務所は代表指導者 今岡誠 の自宅に置く。  
〒739-0041 東広島市西条町寺家 4853-2 082-422-9037
- 第3条 (目的) 本会は日本古来の武道である柔道を通して、学校教育活動外に於いてスポーツを通じ、青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。
- 第4条 (活動) 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。  
① 各種スポーツ活動  
② レクリエーション活動  
③ 体力測定・健康管理  
④ 他団体との交歓交流活動  
⑤ 地域の奉仕活動  
⑥ その他本会の目的達成に必要な活動
- 第5条 (稽古日) 稽古日は火曜・木曜・日曜日の週3回とする。但し、稽古日に本会活動としての行事及び各種大会等に参加して稽古日と重なった場合、指導者と保護者協議の上、稽古を休むことができる。

## 第2章 会員・指導者

- 第6条 (構成) 1. 本会は高屋柔道教室の会員及び指導者をもって構成する。  
2. 指導者は講道館柔道有段者をもってこれに当たり、指導の本質はボランティア精神を理念に置き活動するものとする。  
3. 指導者の中から1名「代表指導者」を決め、高屋柔道教室の会員並びに指導者を統括する。
- 第7条 (会員登録) 本登録は、本会所定の用紙（入会申込書・誓約書）にてこれを行う。  
又、加入登録に当たっては、別に定める入会費を同時に納入するものとする。
- 第8条 (有効期間) 加入登録期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度ごとにこれを更新する。
- 第9条 (連盟登録) 1. 本会は、第7条に定めるところにより加入登録を行った会員及び指導者をとりまとめ、全日本柔道連盟等の所定登録用紙により登録料を添え、会の登録を行うものとする。  
2. 会登録に明記された会員及び指導者は全員スポーツ保険に加入するものとする。  
3. 会の脱会については制約されるものではないが、長期の休会及び脱会の時は遅滞なく代表指導者並びに保護者会会長に報告し、本会所定の用紙（脱会・休会届出書）により届け出ること。

## 第3章 会員

- 第10条 (役員) 本会には次の役員を置く。  
(1) リーダー 1名 (2) 副リーダー 1名
- 第11条 (選出) 役員は会員全員の互選により選出する。  
(1) リーダーは本会を代表し、会員を統括する。  
(2) 副リーダーはリーダーを補佐し、事故等ある時はその職務を代行する。
- 第12条 (任期) 本会の役員任期は3ヶ月とする。但し、再任は妨げない。  
(1) 会の役員に欠員の生じたときはそれを補充する。(任期は前任者の残留期間)

## 第4章 高屋柔道教室保護者会

- 第13条 (付設【附則】) 本会に高屋柔道教室の保護者会を置く。高屋柔道教室保護者会規約は、別に定める。  
本規約は、平成10年7月1日より施行する。  
本規約は、平成13年2月25日に改定された。  
本規約は、平成19年2月25日に改定された。  
本規約は、平成28年2月28日に改定された。  
本規約は、平成31年2月24日に改定された。